

# 第 11 章 計画を推進するための施策

## 1 計画の周知

介護保険によるサービスの情報以外にも、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業、地域の福祉活動などによるサービスや制度を含め、本計画について、広報、パンフレット、ホームページなど多様な媒体を使った広報活動に努めます。

介護保険制度の支え手である要介護者の家族、事業者、介護支援専門員をはじめ、広く一般市民に対し、この制度について、理解しやすい説明を行い、制度の周知に努めます。

## 2 計画の推進体制

計画の推進に関する責務は、市が有します。福祉保健部のほか各関連部署と連携を取りながら推進していきます。

計画の進行状況の管理及び評価に関しては、保健・医療・福祉に関わる有識者や、市民から一般公募した被保険者の代表から構成される、焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会において、市民の意見を十分に反映し、円滑かつ適切に運営されるよう審議を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会と相互に連携を図ります。

<計画を推進するための体制>

